

<b>Title</b>	現代中国における民主主義
<b>Author(s)</b>	秋吉, 祐子
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所紀要, No.5, 1994.3 : 89-118
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2980">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2980</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

## 現代中国における民主主義

秋吉祐子

### 一 序

民主主義は、西欧に起源をもつ思想であり、さらに制度として確立し、現代ではほとんどの国がこれを政治理念と政治体制の基本に置くことを表明している。ここで民主主義の生成過程を再確認すると次のように言えよう。それは十八世紀の技術革新がもたらした産業革命以来台頭してきた新しい社会階層が、旧社会の王侯貴族地主に代表される人口的にはごくわずかな部分からなる支配階層による統治体制から脱却する思想として提示された。それ以後民主主義は、次々と生まれる新しい技術を導入した経済活動の拡大化、分業化と社会生活の複雑化、多様化のなかで進展した。人口的には増大する新しい社会諸階層が、旧統治階層が独占してきた権力の譲渡を求め、それまで後者のみが享受してきた利益や権利を共有し、さらには拡大を求める思想として発展した。また民主主義は社会を運営し管理する、あるいは統治の方式としても発展してきたものである。つまり、振興階層の構成者である個々人の平等、自由を根幹とし、個々人

の意志を尊重し、当然そこから生じる意志間の競争を解決する方法として多数決の原理を導入し、終局的には彼らの利益をできる限り反映する管理・運営機構が考案された。これは選挙制度、代表制度、議会制度、政党制度、三権分立制度等の国家運営の形態および社会集団内における自治といった内容であった。

民主主義の統治形態は十九世紀後半以降二十世紀にかけては、西欧にとどまらず世界的な広がりをもって導入されてきた。外来の思想、制度はそれぞれの国のもつ条件のなかで受容されるのである。つまり各国の歴史、文化の基盤のなかで、もとより人類の歴史のなかで導入されるのであり、したがって各国それぞれにおける歴史的時点での独自の導入・展開の形態があるはずである。西欧諸国内においても、イギリス、フランス、ドイツ、それぞれによって民主主義の統治形態がかなり異なるのみならず、民族的には同じ西欧圏にあるアメリカ合衆国の民主主義形態はヨーロッパとは異なる展開を見せた。欧米の民主主義の形態については、本「デモクラシーの研究」の他の箇所十分に考察されているところである。日本を含む非欧米諸国が実践する民主主義もその西欧諸国とは異なる内容であることが観察されている。資本主義国家のアンティ・テーゼとして誕生したソヴェトを始めとする東欧諸国も思想としての民主主義を一貫して提唱してきた。そこでは理念的には民主主義における平等概念を優先させるが、社会主義政権確立のために旧統治階層から権力を奪取することに力点が置かれた。つまり、階級闘争という局面の中で民主主義が行なわれたのである。そして統治においては実質的には共産党による一党支配体制が採られた。そこでは西欧で発展した民主主義の統治方式はむしろ否定された。したがって社会主義政権国家の民主主義も欧米、およびその影響下で導入した国々の民主主義とは全く異なる形態である。

共産党政権による現代中国も独自の民主主義の導入が行われたことが容易に想定される。中国のそれは人類の最も長い歴史をもつ社会において、さらには世界的に共産党政権の発展期という歴史のなかで受容された。以下、一九四九年一〇月にスタートした共産党政権下の現代中国における「民主主義」がどのような特徴をもつのかを考察してみたい。中国の民主主義については本稿では二つの時代区分のなかで見ることとする。まず、中国共産党政権を成立させた最高指導者毛沢東の時代の民主主義を、次に毛没後に最高指導者となった鄧小平の時代の民主主義を概観する。さらに、現代中国社会で起きた在野の民主化運動の特徴とそれへの党・政府の対応を概観する。以上から現代中国の民主主義はどのようなものであるのかについての一つの見解を提示したい。

## 二 毛沢東時代の民主主義（一九四九年一〇月～一九七六年九月）

毛沢東は一九四九年十月に共産党を率いて中国に新しい政権を誕生させてから一九七六年九月に没するまで、中国における民主主義の理念および制度に関しては最高の権威であった。以下まず毛の民主主義の概念に関して、次にその実践に関して概観してみる。

中国共産党政権が民主主義を如何に適用するかについての方向性が理論的かつ体系的に公表されたのは一九四〇年の毛沢東による「新民主主義論」である。この理論の要旨は以下のように要約されよう。民主主義は旧と新とに区別される<sup>(1)</sup>。「旧民主主義」とは「資本主義社会の指導者階級（封建勢力と帝国主義者、ブルジョアジー）により形成されてき

た植民地的・半植民地的・半封建的な旧い政治形態・旧い経済形態・旧い文化形態<sup>(2)</sup>であり、他方「新民主主義」とは社会主義革命の担い手となるプロレタリアートによりつくられる、旧民主主義形態とは全く異なる内容の「新しい政治・新しい経済・新しい文化」である<sup>(3)</sup>。

「新しい政治」とは、「反帝（反帝国主義―筆者）的・反封建的」な人々（すなわちプロレタリアート）の連合独裁<sup>(4)</sup>であり、「反革命（革命に反対する反封建・反帝国主義―筆者）・民族（漢民族主体の民族主義―筆者）の裏切り者に対するすべての革命的階級の独裁」体制である<sup>(5)</sup>。そこでは「革命的人民の意志を十分に発揮させる」「民主集中制」が行われる<sup>(6)</sup>。また「男女・信仰・財産・教育などによる差別のない、真に普遍的な平等な選挙制度」が実施される<sup>(7)</sup>。そして「新民主主義論」の中にはこれ以外の民主主義制度については言及されていない。つまり、議会制度、三権分立制といった西欧の民主主義制度は毛の民主主義制度のなかには入っていないのである。

この理論の主旨は、中国革命（新民主主義革命とそれに続く社会主義革命）の必要性を訴えることである。つまり、プロレタリアートと彼らを支援する諸勢力が共同して「旧民主主義」社会を駆逐する必要性が提示され、それが中国を含めた世界の歴史観のなかで説かれている。そしてこの観点は一九一七年のロシア革命により誕生したソヴェエト社会主義国家を先導者とする世界観に立っている<sup>(8)</sup>。

つまり、毛が先導した現代中国の民主主義は暴力的手段による獲得方法が是認されている。これは社会の運営原則を多数決によるとする民主主義の基本原理が否定するところである。このような反民主主義的な要素は現代中国の統治形態と統治原則の基本概念のなかにも明確に表されている。

その一は、「人民民主独裁」である。人民とは労働者、農民、兵士であり、彼らが一切の権力を独占して掌握、行使、管理するもの、と考えられている。<sup>(9)</sup>そして彼らの指導的（前衛的）役割をになって国政を司るのは中国共産党である。<sup>(10)</sup>つまり共産党の統治は同党に対抗するような権力を持つ集団の追従を許さない。一党独裁の体制が自明の理であると言える。統治形態としては国民が選挙で選出した全国人民代表大会（略称：全人代）が国家権力を行使し、国家行政を行い、裁判・検察の任務も負うとなっている。選挙という民主主義制度に則ってはいるが、一つの権力機関が独占的に全ての権力を持っている。<sup>(11)</sup>選挙制度は単数候補者制をとり、民主主義制度の複数候補者制とは異なる（これは共産党政権成立以来約三十年間続いた）。さらに実際には政府行政機構に相応する党の機構がいわば必須前提条件として位置づけられている。また政府・行政機関の長および政策決定の上位レベルの人材は党員であり、党内の高い地位を占めている。したがって名実ともに共産党が実権を掌握しているのである。<sup>(12)</sup>通常「党・政府」という言葉で政策の出所が表されている。これは共産党組織と政府が一体であると言う意味を示すのであるが、この表現のなかに党が絶対優位であることが明示されている。

欧米の民主主義では、民意の反映において、往々にしてそれが複数であり競合関係にある。その場合には多数決の原理が適用され、少数者の意見はその際には切り捨てられるとしても、次の機会が与えられるまで待つことができる。つまり、少数意見は原則的には選挙制度や議会制度のなかで復活する可能性があり、いわば留保的状况に置かれるのである。完全に排除されることはない。これに対して、「新民主主義」では、これが階級論の立場において実践されるということから、西欧民主主義のような少数者に対する留保的対応は認められない。つまり現代中国の民主主義では、少数

者はブルジョア階級、多数者はプロレタリア階級および彼らの支援者と定められ、少数者の驅逐が正当化される、そして後者を物理力で排斥することも容易に肯定される。この点が西欧の民主主義の立場からは現代中国の「民主主義」<sup>11</sup>「新民主主義」は民主主義とは見なさない、という論点になる。

二つめは「民主集中制」である。『中国大百科全集』によると、この概念は次のように規定されている。「民主集中制は民主を基礎とした集中である。集中的指導の下での民主的な組織制度であり、正確に指導と被指導の関係を処理し、上下各レベルの組織および個人と集団の間の相互関係の準則である。そして民主集中制は大衆路線が政党、国家と人民諸団体の生活の中に具体的<sup>13</sup>に」現わされたものである。選挙によって選出された政党、国家と人民団体の各レベルの指導機関と指導者は「集団指導と個人の責任とを結合させた制度を実施する<sup>14</sup>」。つまり、「個人は組織に服従し、少数は多数に服従し、下部は上部に服従し、地方は中央に服従する<sup>15</sup>」。「各レベルの組織と指導機関は常に下部組織と大衆の意見を傾聴し、下部組織は上部組織に必ず定期的に報告しなければならぬ<sup>16</sup>」。そして、民主集中制における民主と集中の関係は「相互依存関係にある」とし、「民主を十分に行ってこそ始めて正しい集中に到達でき、集中的指導があつてこそ始めて正しい社会主義民主が実現できる<sup>17</sup>」とする。民主集中制の実践は民主と集中のそれぞれが「環境と任務に応じて変化するのであり、実際から鑑みてその軽重がきまる<sup>18</sup>」とし、相互依存制において両者は対等の立場にないこと、そして集中が優位性をもつ可能性が示唆されている。以上のように、「民主集中制」も独裁政治となる潜在的可能性を十分にもっている。

ところで他方では、民主主義の原則はプロレタリア階級の内部では適應される、という観点が示される。西欧的民主

主義制度では集中は民主の概念の中に含まないばかりでなく、一般的には双方が対立する概念とみなされている。中国の民主主義制度の中には対立概念も含まれていることになる。ここでは服従の要素が入ってくる。これは西欧の民主の概念では積極的要素としてみなされてはいない概念である。そして民主主義の実践過程における民主と集中の客観的基準は示されておらず、任意の解釈と執行が許されることになる。つまり上記にあるように民主と集中の度合いは実際状況に応じて変化することから、度合いはそれを認識し両者の軽重を判断する人および組織が決定することとなる。したがって国家権力の最高に位置する人間および組織の判断によって、民主が著しく限定的、形式的になったり、時には著しく軽んじられ、反面集中が度合いを強め独裁的になる、といった状況が生まれる。まさにこのことが現代中国の統治形態を特徴づけている、という見方ができる。

また他方では、民主主義は国政上目的にはならないことも明らかである。毛は次のように言っている。「民主というものは、ときには目的のように見えるが、実際には、一つの手段にすぎない<sup>(19)</sup>」。西欧民主主義が高い価値を置く自由については、次のように考えられている。公民権をもつ人間は「政治の面では自由と民主の権利をもつことである<sup>(20)</sup>」。「しかし、この自由は指導のある自由であり無政府状態ではない。無政府状態は人民の利益と願望に合致しない<sup>(21)</sup>」。以上の観点から、公民または国民は上から指導された、制限付きの自由が認められるのであり、これは上に立つ指導者ないはそのグループが判断する枠組みのなかの自由であり、極めて制限される可能性が強いことが明らかである。

さらに、中国式民主主義の政治制度が欧米式民主主義におけるものと全く異なることを毛沢東は早い時期に明言している。「民主集中制を採用し、ブルジョア議会制を採用しない<sup>(22)</sup>」。あるいは「議会制度は中国では威信を徹底的に喪失し、



袁世凱、曹錕、蔣介石にいたるまで等しく失敗している。だから議會制度を取り入れることに国民は賛成しないだろう<sup>(23)</sup>と、毛は主張している。

「人民民主主義」、または「人民民主主義」、「民主集中制」は一九五四年に制定された憲法を始めとし、一九七五年、一九七八年、一九八二年と順次新たに制定された憲法のなかでも常に唱われている。したがって現代中国の民主は政治権力を握る側に効用をもつ概念であり、したがって限定的範囲内の民主である、と言えよう。この制約を取り払った民主主義は存在しないのである。つまり、中国の民主主義は民主主義勢力と自認する権力集団が反民主主義あるいは非民主主義とみなした他の諸勢力を排除するという物理的力の行使を内部に組み込んでいる概念でもあると言えよう。換言すれば、毛沢東・中国の民主主義は民主と独裁・集中といった対立的概念が並存し、それらがやがて統一されるといふ弁証法の理論として説明されている<sup>(24)</sup>。つまり、中国的民主主義は欧米的民主主義の理論上・理念上矛盾する概念が混在していると言うことになるのである。

以上のように毛沢東は非常に限定的な民主主義を描いてきたのであったが、毛統治の過程で民意の反映を許容することを表明した時期があった。その始めは一九五七年の半年弱の「言論の自由化政策」であり、次は一九六六年から六九年の「文化大革命」初期三年間に行われた体制批判の言論奨励策であった。以下その状況をざっとみてみよう。

一九五七年の二月から言論の自由化キャンペーンを表す「百花齊放、百家争鳴」運動（略称：鳴放運動）が開始された。毛沢東は「どんなことを言っても決して罰することはない、発言に罪なし<sup>(25)</sup>」と声明し、共産党に対する自由な見解の表明を促した。このような政策によって共産党外の知識人を中心として政権に対する言論活動が開始された。その内

容は、おそらく毛沢東および党の指導者層が予測しなかったであろうと思われる、党に対する非常に厳しい批判や非難であった。例えば「党の天下」に対する非難、党の指導がセクト主義に陥り、大衆と乖離していると云った批判、共産党の支援組織の民主諸党派の「党外民主人士」に与えられた職位が実際に全く権力を伴わない、いわゆる「窓際族」的存在であることへの不満、党の設立した制度は「非民主制」であり、党の政策は「愚民政策」である、とみなす非難が出され、党の指導機構に代わる新たな機構の提案も出されるといった様相であった。<sup>(26)</sup>このような党への不信任の言論に対して、毛は直ちに「反右派闘争」と称する対抗措置を講じた。これは鳴放運動という言論の自由化政策の一八〇度の転換を意味した。反対制の言論を行った「右派分子」に対する摘発手段として、「花を咲かせて毒草を抜き去るため」の政策が鳴放運動であった、という政策的意図が新たに登場した。<sup>(27)</sup>この時に「右派分子」のレットルが貼られて摘発された人々は、職を離脱させられ、投獄されたり、生活条件の極度に厳しい農村へ送られたりした。その数は五五万人を超えた。<sup>(28)</sup>さらには彼らの家族も社会的な差別状況に置かれた。右派分子の中には過酷な状況に耐えられなく死亡した者もいたが、残った者は一九八一年に名誉が回復されるまで、政治犯的存在として苦渋な生活を強いられたのであった。この処分に直接関わった指導者の一人は鄧小平であった。

「文化大革命」（略称：文革）という大衆政治運動は一定の方向において言論の自由が奨励された。毛沢東を中心とするこの運動の最高指導層は文革の目標を「直接民主主義を実現すること」とした。まずは、「大衆から遊離した」、つまり民主主義的ではないとされた既存の党の指導者層を追放することに正当性が与えられた。既存のあらゆる階層の指導者にたいして「理由の正当な謀反は認める」という毛沢東派の主張によって文革は開始された。<sup>(29)</sup>文革を進める大衆の代

表者の選出には直接選挙を行い、大衆の監督と批判によって改選、更迭されるとの規定ができた。<sup>(30)</sup> この直接選挙こそが「真の民主主義」であるとして「大民主」という名称が与えられた。ところで、毛以下文革派の初期の重要な政治的意図は、彼らを超える権力を掌握していると思なされた劉少奇を中心とする指導層、「実権派」との権力闘争であった。(鄧小平は実権派として、真っ先に追放された最高指導層の一人であった。一九六六年から七六年まで権力の座から排除された。)そして大民主は文革派の実権派に対する戦闘手段であった。闘争が進んで行く過程で、文革の推進役となっていた青少年を中心とする「造反派」同士の争いが起こり、混戦状態となった。そこでは大民主をさらに徹底化せようとするグループがますます過激な行動をとるようになった。これを收拾するために、文革派は武力をもつ人民解放軍の介入を要請し、事態の収束をはかった。徹底的直接民主主義を主張したグループは今度は「反革命分子」として、文革の表舞台から退場させられることになった。文革で祭り上げられた民主主義は、最終的には消滅させられたのである。つまり、文革時点の民主主義も毛が一九四〇年代に表明したように終始手段として用いられたのであった。つまり文革も民主主義の存在が状況によっては否定されることを如実に示す実例となった。<sup>(31)</sup>

### 三 鄧小平時代の民主主義（一九七八年十二月～現在）

毛沢東の死の二年前に復活した鄧小平は一時権力の座から下ろされたが、再び復活し、やがて最高の権力を掌握することになった。鄧は一九七八年十二月の党第十一次全国代表大会第三回中央委员会全体会議で党の活動の重点の転換を

宣言した。それまでの理念優先の階級闘争から「四つの現代化」への転換であった。同時に「経済体制改革」のスタートが明示され、さらに翌八十年には「政治体制改革」に着手する姿勢を表明するといったように、毛沢東時代とは異なつた政策路線が提示された。この体制改革は、毛の時代の階級闘争を全面に出し民主の要素が著しく制限された旧体制を脱却することであつた。したがって民主化の導入が想定された。ところで後に述べるように現実には民主化の要求がだんだん大きくなる一方で、それを封じ込める動きがとられてきた。鄧の時代がどのような民主主義であるのか、以下みてみよう。

毛沢東の政策路線を否定した鄧小平においても、民主主義の概念は毛沢東の時代に定められた方向性をそのまま受け継いでいると言えよう。鄧は旧体制からの脱却を求めたものではあつたが、過去に毛沢東時代の民主主義を求めた言論弾圧の反右派闘争では実施過程での指導者の一人であつた。その鄧は一九八〇年、毛時代の政治体制とそこに携わる党員・官僚の行為に対して徹底的批判を行い、政治体制の改革を提案した。鄧によると中国政治体制の「主要な弊害は官僚主義、過度の権力集中、家父長制、幹部の指導職の終身制といった諸傾向やさまざまな特権の傾向である」と指摘し、その結果民主集中が厳密に施行されなかつた、とみなした。<sup>(36)</sup>この時点で示された鄧の提案は次のような内容である。「人民の民主は十分に発揚する、つまり効果的な各種の形態を通じて国を管理する権力、特に基層（末端―筆者）の地方政権や各種企業、事業体を管理する権力を真に人民に持たせ、また公民の諸権利を真に人民に持たせるようにする」。<sup>(37)</sup>しかしながら鄧は他方で次のような要件を与えた。「われわれが人民の団結、社会の安定、民主の発揚、国家の統一を実現するためには、党の指導に依拠しなければならない」。<sup>(38)</sup>この「党の指導」という言葉は常に上からの指示や指導に

よる民主を意味しているのである。これは一般市民層による下から上に民意を伝達する民主の意味は持っていないと見ることが出来る。さらに鄧は従来の党への権力集中を改め、「高度の実質的な」、「社会主義制度の優位制を十分に發揮させる」、という民主主義の創出のために具体的な項目を提言している。<sup>(39)</sup>それらは「権力集中の排除」、「兼職の削除」、「党政の適切な分離」、「指導者の世代交代」といったものであり、行政改革的な内容であった。<sup>(40)</sup>「政治体制改革」が党の政策として公式に決定されたのは一九八七年十一月の中国共産党第十三回全国代表大会（略称：十三全大会）であった。ここでは鄧が提起した上記の項目の他に画期的な制度である、「党と政府の職権分離」が提示された。これは党委員会制度の廃止、党規律検査委員会の行政介入の禁止といった措置によって「権限の下放」、「党官僚主義排除の爲の政府機構改革」、「幹部人事制度改革」、「社会主義協議対話制度の確立」、「社会主義民主政治の一部制度整備」、「社会主義法体系の強化」といった七項目から構成された。<sup>(41)</sup>この改革案は「政治体制改革の初歩的構想」と位置づけられ、実施過程で内容の整備が行われる予定であった。そして構想は一部実施された。たとえば選挙における複数候補制である。これは旧来の単独候補者制から複数候補者制への転換であり、一九八四年以来行われてきた。その他の項目も試験的に徐々に行われつつあった。<sup>(42)</sup>しかしながらこのような改革の動きが中国の民主化の確立に到るといふ状況は生れなかつた。つまり次に見るように一九八九年六月の民主化運動に対する弾圧が行われ、政治体制改革の実施は後退を余儀なくさせられた。そして政治体制改革の国政上の優先度は低くなった。

ところで、そもそも政治改革の目標は「安定した社会・政治環境の整備にある」とし、短期的には「指導体制の改革」、「経済体制改革推進の手段」、「党の指導の改善と強化」である、と鄧は主張する。<sup>(43)</sup>民主化に関わる政策はそれ事態

が目的とはなれないことがここであらためて確認される。さらに政治改革は「党の指導の下で」という絶対的条件の下に置かれているのである。政治体制改革においては、分権化の導入が改革の基本概念ではあるが、三権分立、議会制民主主義といった国家機構上の権力分離の構想は入れられていない。それは機構改革による権力の分化、モラルの向上の為の理念教育と言った内容が主であり、統治体制の根本からの変革を意味していない。そしてこの改革案の目的は「社会主義制度の優位性を十分に発揮させ、現代化建設の発展を早めるため」である、と説かれる<sup>(46)</sup>。鄧が最終的に依拠する中国政治の基本原則は、「四つの基本原則」と称するものである。鄧は一九七九年、最高の実権を掌握した時期にこれを公表した。それは「社会主義の道」、「人民民主主義独裁」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」の四つの内容から成っている<sup>(47)</sup>。この原則は毛沢東が一九五七年反右派闘争時点で打ちだした言動基準を鄧小平が継承したことを意味する。毛が「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」で表した六つの基準の中の二つの基準を鄧の「四つの原則」の中の二つの原則に収録した。つまり、毛の「人民民主独裁」⇨プロレタリアート独裁と「共産党の指導」が踏襲された<sup>(48)</sup>。明らかにこの「四つの基本原則」からは議会主義、三権分立、あるいは複数政党制といった欧米式の民主主義制度は想定されていない。鄧においても民主はあくまでも手段であり、しかもそれは共産党政権の指導下にあることが確認されるのである。最も最近出版された『鄧小平文選第三卷』のなかでも「党の指導」が再確認されている<sup>(49)</sup>。

#### 四 在野の民主主義運動と党・政府の対応

上述したように現代中国の民主主義は共産党の支配の下で定義づけられ、運用されてきたのであったが、民主主義を求める在野の運動は一九七〇年代半ばから芽を出し始め、次第に同調者の範囲は広がり、一九八〇年代後期には共産党内を分断するような運動の展開が見られた。

ほぼ全面的に言論が抑圧されていた毛沢東晩年時の民主化運動は現代中国の民主化運動の萌芽期と言えよう。この時期は、数人という非常に小さなグループを中心とする活動であった。まず一九七四年の「社会主義の民主、法制」の確立を求めた言論活動であった。広東省の省都広州市の壁新聞には李一哲の署名による共産党政権の言論統制と「人治」に対する批判、言論の自由と法治を求める主張が出された。王希哲ら三人の論者による見解であった。これは逮捕、投獄という終結方法がとられた。<sup>(50)</sup> 次の運動は一九七六年春であった。同年四月五日は一月に逝去した周恩来総理の追悼を名目とする民主化要求の動きが起きた。これは「第一次天安門事件」と呼ばれる。首都北京の天安門で、体制批判勢力が、当時毛を後ろだてにした中央の権力保持グループ「四人組」を糾弾した。その内容は「四人組」による「ファシズム的統治体制」を非難し、<sup>(51)</sup> 批判勢力が始皇帝とみなした毛に対して「始皇帝の時代は去った」と叫び、批判の氣勢をあげた。これは鎮圧され、数十人が殺害され、三〇〇〇人が負傷したと伝えられている。<sup>(52)</sup>

言論統制が厳しかった毛沢東の時代が終わった後は、民主主義への要求がごく一部の限定的地域ではあるが強く打ち

出されるようになった。その最初の動きは一九七〇年代末期であった。一九七八年夏天安門広場の西側にあったコンクリートの壁に「民主の壁」と称する民主運動の発言の拠点が生まれた。民主を求める「大字報」―壁新聞が貼られたり、自主出版物が出されたりした。この動きは「北京の春」と呼ばれ、文革時代の人権無視の不条理を糾弾し、文革の犠牲者に対する現政権の対応を批判し、民主を実現する新たな制度変革を求めた。演説会や討論会、詩の朗読会、美術展等も開かれた。民主の実現として、憲法に唱われている「大民主」が実際には規制されているとして、まず言論・結社・集会の自由が求められた。中核的論客は魏京生であった。魏は「五番目の近代化は民主主義である」と考え、さらに民主化は近代化の必要前提条件であると主張した。そして「五番目の近代化」のなかには一党独裁の否定も含まれた。<sup>(54)</sup>これは一九七八年十二月の党第十一期三中全会の「党の活動の重点を『四つの現代化（農業、工業、国防、科学技術分野における近代化）』に置いた政策決定<sup>(55)</sup>に対する批判に基づく要請事項であった。鄧小平は当初、青年たちの華国鋒指導制に対する批判的主張を歓迎し、彼らの言動に寛容な態度を示した。言論活動は次第に共産党一党独裁の否定的内容を増やし、政府機関の中からもこれに同調し、制度変革の言動が現れるといった進展となった。<sup>(56)</sup>翌七九年一月になると、運動は反社会主義的であるとして非難され、壁新聞は規制され、運動家の逮捕・裁判が強行されるようになった。魏は三月には逮捕、投獄され、「国家機密漏洩」を行った反革命分子であるとの理由で十五年の懲役が下された。<sup>(57)</sup>同月には先の「四つの基本原則」が発表され、言論活動の原則として共産党独裁の堅持が再確認されたのであった。翌一九八〇年九月の第五期全人代第三回会議における憲法改正は現行憲法上「言論の自由の法的保障」とみなされていた「四大自由」の部分を削除した。つまり、七八年憲法の四五条のなかの「大鳴」―大いに見解を述べ、「大放」―大胆に意見を



発表し、「大弁論」<sup>(58)</sup> Ⅱ大いに論じ、「大字報」<sup>(58)</sup> Ⅱ大いに壁新聞を貼る、が削除された。毛沢東没直後、毛の後継者として認知された華国鋒が最高権力の座を鄧小平に譲り渡す結果となった権力闘争の過程で起きた運動であった。「北京の春」は民主化運動当初の体制批判を華国鋒に向け、やがて鄧小平支援の動きを拡大させる戦術として鄧小平側に利用されたものとみることが出来る。華は先の八〇年九月の全人代で國務院総理の座から下り、これ以降それまで得ていた党・政府機構の最高の地位を次々と追いつ落とされる結果となった。そして、華の状況と反比例的に鄧が党・政府の最高の地位に到達することになった。<sup>(59)</sup>

一九八〇年代後半からは大学生主導の民主化運動が賛同者や参加者の数を拡大させていった。その最初の運動が一九八六年末から翌八七年一月の「学潮」と呼ばれた民主化運動であった。これは次のような背景のなかで始まった。「北京の春」以後においても在野言論界の批判的見解は残存した。階級を超えた人道主義の存在とその賛美、社会主義においても資本主義と同様に「疎外論」が存在するとの主張、文学の政治からの独立、共産党体制下に残存する封建遺制、「古典マルクス主義では今日の問題は解決できない」とする批判的見解、司法の党からの独立の要求等々、共産党政権およびその指導理念・方式への多方面からの批判的言論があった。<sup>(60)</sup> 一九八六年には廖蓋隆が西欧式の民主主義制度の確立の必要性を主張した。<sup>(61)</sup> このような体制批判や改革論は党の主に長老指導者層からは「資本主義的精神汚染」、「ブルジョア自由化思想」の氾濫として強い反感があった。彼らによる批判キャンペーンが行われた。しかし当時の胡耀邦党総書記や趙紫陽國務院総理を後ろだてとする言論界によって彼らの望むような成果——体制批判と民主改革論の全面的否定——は得られなかった。このような状況の中で国際的物理学者・方励之（当時科学技術大学の副学長）が民主化の論客と

して脚光を浴びるようになった。<sup>(62)</sup> 方は「民主は頼まれるものではなく、闘い取るものだ<sup>(63)</sup>」と主張し、学生の民主化要求の先導者の人物となった。一九八六年秋は選挙制度の改革が試みられていた。安徽省合肥にある中国科学技術大学は同年十月の全人代の同省代表の選出において不正があったことへの抗議デモを行った。<sup>(64)</sup> 当初は学園生活の改善要求を含む改革・開放政策のいっそうの推進を求める傾向の強い運動であったのが、やがて全国の多くの大学で反体制的な民主化を要求するというように運動が拡大した。<sup>(65)</sup> 北京ではデモ禁止通達が出されたにもかかわらず、学生三千人を含む一万人という規模のデモが行われた。<sup>(66)</sup> 当時の中国社会は政治改革実施過程における問題だけでなく、経済改革から生まれた数々の社会問題を抱え、混乱状況であった。このような背景の中で民主化容認派と民主化反対の保守派との厳しい確執が存在していた。上記のような学生の潮流に対して、「四つの基本原則」の発案者・鄧小平を含む保守派は反感や危機感を募らせていった。保守派は、民主化運動の先導者として方を含む三人の言論界の中心人物の党籍除名を求めたが、党の最高責任の地位にあった胡耀邦総書記が最後まで反対を固持したと言われる。結局八七年一月の党政治局拡大会議で胡は民主化運動拡大の責任をとらされた形で辞任に追い込まれた、<sup>(67)</sup> と言われる。この「一月政変」と呼ばれる事態によって「学潮」は終息させられた。

民主化運動が最も規模を拡大したのは一九八九年四月から六月にかけてであった。上述したように同年四月十五日に「学潮」の責任において失脚させられたが、民主化に関しては党内最高の理解者とみなされていた胡耀邦が死去した。北京の大学生は、胡に対する八七年一月の党の処分を撤回し、名誉回復を求める動きを起こした。<sup>(68)</sup> これを機会に、民主化の進展を求め、党・政府官僚の腐敗行為の除去を求める要求も出された。<sup>(69)</sup> 大学生の動きは現政権に対する大きな不満

を表す運動へと展開していった。これは地方に波及し、暴動化した都市もあったが、鄧小平を筆頭とする反民主化の指導層は、このような春からの一連の学生運動を「動乱である」とみなし、このことを党機関紙『人民日報』の四月二十六日付社説で明らかにした。<sup>(70)</sup>これはかえって運動の拡大を招く結果となった。参加者層は学生、市民だけではなく、党の大衆組織、軍をも含む党・政府機関の官僚・職員にもひろがった。このような圧力によって党・政府側は学生との対話を行ったほどであった。<sup>(71)</sup>結局、話し合いの成果は得られず、両者の反目は解消されなかった。<sup>(72)</sup>この間、学生はハンガーストライキに入った(五月十四日)。民主化運動が最も大きな展開をみせた時点では、北京のデモは一〇〇万とも二〇〇万とも言われる規模であった。<sup>(73)</sup>また、マスコミ、労働組合、民主諸党派、一般労働者が、組織や個人の立場で学生にカンパをする、党・政府へ学生の民主化運動に対する理解を求める、あるいは民主化実現の措置を求める請願・陳情を行ったりした。<sup>(74)</sup>その内容は党・政府に対して、一党独裁制の廃止、上級党員の腐敗現象への糾弾、鄧小平、李鵬その他党・政府高官や彼らの特権を利用し暴利をむさぼっている近親者の名指しの批判・非難や退陣要求、民主と法制の確立、政治犯となつて投獄されている過去の民主化運動家の釈放等を求めた人権の要求、一党独裁下の一院制の廃止と多党制、二院制の開設と言つた保守派を刺激する言論もますます勢いを増した。運動の拡大は首都北京、上海、広州、西安からさらに多くの地方中小都市へと地域的にも広がつていった。<sup>(75)</sup>このような状況の中で、一九八七年、胡の後任となつた趙紫陽総書記は当初から学生運動への理解を示す言動を行つた。新民主主義革命の出発点となつた五四運動記念日における趙の演説は先の保守派の「動乱説」に否定的内容であつた。<sup>(76)</sup>さらに趙は民主化運動のさなかに中国を訪れたゴルバチョフソ連共産党議長に、次節で述べるように鄧小平の実権に関する党の秘密決定事項を明らかにする、といつた

鄧や保守派をさらに硬化させる結果を招いた言動を行った。<sup>(77)</sup> 趙はハリスト学生を見舞った際にも彼らへの同情を強く示した。<sup>(78)</sup> 反民主化運動の姿勢を示していた李鵬は党・政府側代表として学生との対談に臨んだり、<sup>(79)</sup> スト学生への見舞いを行ったが、趙とは対照的に冷淡な対応であった。両者はそれぞれ党内の民主化運動に対する異なった見解を代表し、熾烈な権力闘争の中にいた。そして趙は五月十九日天安門広場のハリスト学生を見舞い、感動的な興奮を見せて以降、姿を表さなくなった。この時点で趙紫陽は党内では反民主化派が優勢であり、少数派である彼の立場の擁護者が権力闘争で負けたことを自覚したと言われている。<sup>(80)</sup> 民主化運動対応の決定権を掌握した保守派によって、五月二十日北京市に戒厳令が下された。これを無視してのデモが行われたり、五月三十日には「民主の女神」像の除幕式が行われたりした。<sup>(81)</sup>

しかしながら戒厳令以降は人民解放軍が北京市内にも配属され、運動は全般的に下火となっていた。そのような情勢下で残存する運動参加者を徹底的に壊滅する措置が決定された。六月四日未明に天安門広場で撤退や解散の動きを見せっていた運動家たちおよびその傍観・見物者に解放軍が武器をもって襲撃した。それは死者や負傷者を大量に出した「血の弾圧」と呼ばれるものであった。<sup>(82)</sup> その数は正確には不明であるが、死者の数は数百人から二万を超えるとも言われた。<sup>(83)</sup>

以上五つの在野の民主主義運動を概観してきた。ここに特徴的な事柄を記してみよう。まず全体の傾向としては、時代がたつにつれ順次運動の規模が拡大したことである。最初の一九七四年には大都市の少数の青年が始めた言論活動であったが、一九七六年以降の運動は参加者が増え、地域も広範囲に広がった。最も最近、大学生によって始められた一九八九年の運動は、参加や支援者の数、地域数は―都市部だけではあったが―文革以来最大の規模となった。つまりこの運動の参加者の職業や地位は広範囲になり、社会階層が多岐にわたり、学生や若者から一般市民や党・政府関係者に

も及び、地域も北京から全国の大都市や中小都市にも及んだ。次にそれぞれの運動の過程で中央政界の権力闘争が影響を及ぼしていることである。一九七六年の「天安門事件」は「四人組」と鄧小平との対立関係において、前者が後者の除去に運動を利用した。一九七八年は華国鋒と鄧小平との権力拮抗関係の中で、後者が前者を排除するための手段として運動を利用した。一九八七年の「学潮」は、民主化に理解を示した胡耀邦勢力といわゆる保守派勢力との対立関係の中で、後者が前者の政治的力を排除した。一九八九年の民主化運動は五つの運動のなかで最も明確に党中央部の権力闘争の経過が露呈された。外部の観察者にとっては後になって判明した点や、確認した点が多いとしても、当時客観的に運動の推移を観察すればこの状況が理解されたはずである。ここでは民主化に同調する趙紫陽派と鄧小平、李鵬の保守派との確執関係の中で後者の力が前者のそれを排除したのであった。次に民主化要求の内容は、党の一党独裁体制、党の指導上の封建遺制の存在、「法治」ではなく「人治」であること、党の言論統制、党員の腐敗行為、官僚制の弊害といった問題を批判、非難すること、そして多党制、言論の自由、法制確立、人權確立等の欧米式民主制度への転向が求められた。換言すれば、民主化要求の内容は欧米の思想や制度であり、伝統的共産党方式の民主の思想や制度の否定であった。

## 五 結語——現代中国社会の民主主義の特徴

以上三つの節で考察してきたことから、現代中国の民主主義を要約的に示せば次のようになる。民主主義は究極的

には中国共産党において最高の実権を担う政権の独裁統治が認可する範囲の内容であり、この意味において極めて限定的である。民主は上から（＝共産党政権から）与えられるものであり、それ自体は政治目的にはなり得ない。したがって前節の民主化運動で概観したように、最終的には民主化運動は否定される。しかしその過程では政治の道具として利用されてきた。つまり民主化の動きは権力闘争の手段に過ぎなかったということである。毛沢東時代の反右派闘争は毛の権力基盤の強化に、文化大革命は毛の権力の奪還に利用された要素が大きい。一九七〇年半ば以降から鄧小平時代に起きた五つの民主化運動もそれぞれが時の実権を持つ者とそれに対抗する者との権力闘争に利用された要素が明白に存在している。特に一九七八年以降の民主化運動は回を重ねる度に拡大したが、それと比例的に鄧小平の権力基盤の拡大ないしは維持がはかられた。

中国社会の民主主義がこのように個人の独裁統治のなかで形作られている形態の基本的背景は中国人の封建的意識と行動形態であるように思われる。民主主義の提唱者はほとんどそのことを問題視してきた。一九五七年の鳴放運動時点の知識人の共産党政権批判の中にも封建遺制が糾弾された。<sup>(84)</sup>一九七四年の李一哲は「文革後期（一九七〇年～七六年―筆者）の毛沢東体制は封建的家父長制度の独裁体制」であると非難した。<sup>(85)</sup>魏京生は一九七八年に、党の統治体制に対して「社会主義のマントをまとった封建君主制」と比喩した。<sup>(86)</sup>一九八六年の言論の自由がいわば黙認された時点では、「共産党を君主に置き換えれば封建時代と変わらない」との批判も出された。<sup>(87)</sup>

封建的遺制は、現代中国の政治制度のなかでも法的に正当化されている、と言えよう。毛沢東は一九四五年の共産党の第七回全国代表大会開催時の秘密会議で、如何なる重要議題に対しても毛沢東が最終決定権を持つという決議が成立

した、と見なされている<sup>(88)</sup>。これを提案したのは、後に毛によって政治生命のみならず結果的に生命を断たれた劉少奇であった。この決定にも関わらず、毛の権力に対抗することを試みた人間や、毛によってそう認識された人間は存在した。その度毎に毛は彼らを排除した。それを実行する最終的権力が毛指導下の党の決定といういわば法的な保障が存在したのである（毛が法的保障を意識して対抗勢力を排除したかどうかは別の問題である）。鄧小平も同様な法的根拠を持っている。一九八七年一月の党の第一三回大会第一回中央委員会全体会議の秘密会議で、党の重要決定はすべて鄧小平の指示を仰ぐという決議案が通過した<sup>(89)</sup>。前節でふれたようにこれを公表したのは、その後一年半後には政治生命を絶たれた趙紫陽である。鄧も毛と同様に、彼の意向に批判、対抗的な人間の権力を剝奪する決定を下してきたのであった。毛も鄧もいわば独裁者の意識と行動をもった、つまり封建遺制を体内にもつ現代中国の政治家である、と言えよう。

現代中国において独裁者が希求されることは中国人の共通の体質または民族性と関係があるように思われる。一九八六年に脚光を浴びた「新權威主義論」の執筆グループの総帥は趙紫陽である。彼は中国で早く近代化を達成させるためには「權威ある指導者」が必要である、と提唱した<sup>(90)</sup>。これは開發途上国の開發獨裁を評価する立場である。ここでは過去、韓国における軍事獨裁、フィリピンにおける個人獨裁、または台湾における一黨獨裁がそれぞれの發展過程で機能してきたことが評価される。このように現代中国でも權威ある指導者によって近代化がはかれる、という見解を出したのは民主化運動の理解者と見なされた指導者とそのグループであった<sup>(91)</sup>。つまり、現代中国人も知識階層を含め一般的には專制体制を求める意識が根強くあると言えよう。したがって中国で短期間に歐米式の民主制度が確立することは、現時点においては困難と見られる。

冒頭で述べたように、どの国にもそれぞれの特徴を持った民主主義がある。現代中国の民主主義は上述したようにそれに反する独裁的要素が強く、民主主義ではない、といった見方がある。これは欧米式の民主主義を絶対視する立場からの見解である。欧米の民主主義も実施上にさまざまな問題を露呈している。本論では欧米式の民主主義の検討は行わないことから、実態について考察はしない。ここで若干の代表的事例を挙げてみよう。米国における人権重視に基づく人権侵害の各種の提訴制度、米国式民主主義論から発した外交政策はさまざまな問題を発生させてきた。中でも際だった事象には過去、ベトナム戦争におけるアメリカの「正義」を建て前とした参戦の立場、パナマの政権指導者更迭におけるアメリカ軍による主権侵害の行為は相手国がかえって混乱や破壊、一般市民層が多大な苦渋を被るといった結果をもたらしてきた。西欧においても、近年民主主義政治における腐敗や混乱が露呈されている。日本も同様である。旧社会主義諸国は、過去の共産党独裁体制から新生の民主主義体制に移行しようとしているが、その過程で深刻な政治腐敗が生まれ、そのほか多くの問題が起きている。それぞれの国が選択した制度が社会主義であろうが欧米的民主主義であろうが、民主主義の実践は岐路に立たされている。しかしながら世界的には、ほゞ共通の認識はなお民主主義を肯定し、今後もその運用を続けていくことである。このような情勢において民主主義を求める社会や、国にとって必要なことは、過去それぞれが行ってきた民主主義の理念および実践してきた制度について真摯に振り返ってみることではないだろうか。各社会、各国が実施してきた民主主義は、その指導者または実施国の利己的、独善的要素に大きく依存してきたように思われる。本章で検討した現代中国の民主主義もこの要素が鮮明に示されている事例と思われる。世界各地各国で試みられてきた民主主義の考察にあたっては、この点も検討の対象とする必要があるように思われる。そして今後の



望ましい民主主義の思想および制度がどのようであるかを、古い概念や思想の枠組にとらわれずに新しい視点で模索することが求められているように思われる。

注

- (1) 毛沢東「新民主主義論」日本国際問題研究所中国部会『中国共産党史料集 第10巻』勁草書房、一九七四年、一七二頁。
- (2) 同右。
- (3) 同右。
- (4) 前掲毛沢東、一七九頁。
- (5) 同右。
- (6) 前掲毛沢東、一八一頁。
- (7) 同右。
- (8) 前掲毛沢東、一七二―一七七頁、一八〇頁。
- (9) 邵徳門『中国政治制度史』吉林人民出版社、一九八八年、四一七頁。
- (10) 『中華人民共和国憲法』一九五四年、一九七五年、一九七八年、一九八二年の各憲法の中に明示されている。
- (11) 中国共産党中央組織機構（一九四五―一九八五）、国家機構（一九四九―一九八五）を参考とした。『一九四九―一九八五 中華人民共和国史料手冊』社会科学文献出版社九二―一〇一頁、一三二―一五四頁、三菱総合研究所編『中国情報ハンドブック』一九八七年版、八九年版、九〇年版、九一年版、九二年版、九三年版、「中国の国家機構」の項も参

考となる。

- (12) 『中国大百科全書 政治学』中国大百科全書出版社 北京、上海、一九九二年九月、二五五頁。
- (13) 同右。
- (14) 同右。
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) 夏征農主編『社会主義辭典』吉林人民出版社一九八五年、一八六頁。
- (19) 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」(一九五七年二月二七日)『毛沢東選集 第5卷』外文出版社、一九七七年、五七一頁。
- (20) 同右、五七〇頁。
- (21) 同右。
- (22) 毛沢東「新民主主義の憲政」『毛沢東選集 第2卷』五六八頁参照。
- (23) 同右。五七二―五七五頁参照。
- (24) 前掲毛沢東「新民主主義論」五七七―五八二頁、「党内団結の弁証法的方法」(一九五七年一月)、前掲『毛沢東選集 第5卷』七七―七七九頁。
- (25) 『人民日報』一九五七年三月三日。
- (26) 一九五七年五月初旬から六月初旬までに行われた民主諸党派の人々の各種の座談会の内容は当時の党機関紙『人民日報』、民主諸党派の機関紙『光明日報』に詳しく掲載された。『中共人民内部の矛盾と整風運動』にも収録されている。また筆者『中国政治のダイナミズムの一考察』の中で検討されている。

(27) 『中国共産党第八期全国代表大会第二回大会文献集』(一九五八年五月) 北京外文出版社、七二頁。

(28) そのうち大半は誤って認定された、との記録がある。(郝夢筆他『中国共産党史六十年』) 矢吹晋編『中国のペレストロイカ』蒼蒼社、二〇頁。

(29) 安藤彦太郎編『現代中国辞典』講談社現代新書、一九七二年、二三四―二三五頁。

(30) 辻康吾『北京激動―中国の民主』岩波ブックレットNO・一四一、一九八九年、一四頁を参照。

(31) 文革に関する分析や考察は数多く出されている。日本で出版された中では資料を中心とした解説書として、竹内実編『文化大革命』(ドキュメント現代史一六) 平凡社、一九七三年が参考となる。同著の末尾に「文献案内」がある。野村浩一他編『現代中国研究案内』(岩波講座現代中国別巻二) 一九九〇年)のなかにも文革の研究図書と文革資料紹介がある。

(32) ここでは鄧小平が実質的に政権の最高実力者として国政を運営していくことになった一九七八年一月から現在までを対象とする。鄧の略歴については三菱総合研究所編『中国情報人物事典』蒼蒼社、一九九二年、三五―三五二頁に端的に記述されている。

(33) 『把全党工作的重点转移到现代化建设上来』『人民日报』一九七八年一月二二日。

(34) 鄧小平「党和国家領導制度的改革」『十一届三中全会以来政治体制改革大事記』春秋出版社、一九八七年、八四―八八頁。

(35) 鄧小平「党と国家の指導制度の改革について」(一九八〇年八月)『鄧小平文選』一九七五―一九八二 東方書店十北京外文出版社―共同出版 一九八三年、四四―四一頁。

(36) 同右。

(37) 前掲鄧小平、四五三―四五四頁。

(38) 前掲鄧小平、四五四―四五五頁。

- (39) 前掲鄧小平、四二九〜四三〇頁。
- (40) 鄧小平「四つの基本原則を堅持しよう」(一九七九年三月)、前掲『鄧小平文選』二八四頁。
- (41) 政府機関に対して党委員会が指導する体制、党の一元的指導体制が具現されている。愛知大学国際問題研究所『中国政経用語辞典』大修館書店、一九九〇年、四九〜五〇頁を参照。
- (42) 党の規律の監視機関、全国代表大会から選出、中央委員会の指導の下にある。法的には直接政策決定に関与する権限はない。浦興祖主編『当代中国政治制度』四六八〜四七〇頁参照。
- (43) 趙紫陽「関于党政分開」『人民日報』一九八七年一月二六日。
- (44) 『十一届三中全会以来政治体制改革の理論与实践』春秋出版社、一九八七年、では政治体制改革の政策や状況が多方面から検討されている。
- (45) 前掲鄧小平、四五六頁
- (46) 前掲鄧小平、四二九〜四三九頁
- (47) 鄧小平「四つの基本原則を堅持しよう」前掲鄧小平、二三四頁。
- (48) 前掲『毛沢東選集』、六〇七頁。
- (49) 人民出版社、一九九三年、三六五頁。
- (50) 前掲辻康吾、一六頁。
- (51) 同右、一六〜一七頁。
- (52) 同右、一八〜二〇頁、前掲小島朋之六〇〜六二頁等を参照。
- (53) 一九六八年チェコスロバキアで起きた「プラハの春」をもじって付けられた名称。前掲小島、五九頁参照。
- (54) 前掲矢吹、二七頁、前掲辻、一八〜一九頁等参照。
- (55) 「把全党工作的重点转移到现代化建設上来」『人民日報』一九七八年二月二五日。

- (56) 小島朋之『模索する中国』岩波新書、一九九一年
- (57) 同右、前掲矢吹、二七頁参照。
- (58) 『中華人民共和国法律及有関法規准編一九七九—一九八四』三〇五頁。
- (59) 一九八一年党第一二期六中で中央委員会首席と中央軍事委員会首席を辞任した。盛平主編『中国共産党人名大辞典一九二—一九九二』中国国際広 出版社、一九九一年、一六七頁。
- (60) 前掲矢吹、一二六—一四一頁、前掲辻二一頁を参照。
- (61) 人民代表大会を一院制から二院制にする、党と政府の役割・機能の完全分離、司法の完全独立、言論機関の独立等内容を「庚申改革」と称する案である。前掲矢吹、二一八—二三六頁。
- (62) 前掲矢吹、五一—六三頁、刈間分俊、代田智明『立ちあがる中国知識人—方励之と民主の声』、凱風社、一九八九年、一〇頁。方励之は一九九〇年からアメリカ在住。
- (63) 前掲刈間、七九頁。
- (64) 小島朋之『変わりゆく中国の政治社会』芦書房、一九八八年、一八〇頁。
- (65) 同右、一八六—一九一頁参照。
- (66) 前掲『変わりゆく中国の政治社会』一八〇頁、前掲辻、二三頁。
- (67) 『中共中央政治局拡大会議公報』『人民日報』一九八七年一月一七日等。
- (68) 『チャイナ・クライシス 第一巻』、九二—九三頁。
- (69) 『毎日新聞』一九八九年四月二日、二七日、『読売新聞』一九八九年四月二四日、二八日、三〇日等。
- (70) 「必須旗幟鮮明地反対動乱」『人民日報』社説。
- (71) 一度目は党指導による官製の学生組織が対話の当事者となったが、二度目は民主化運動の組織である学生自治連合会が当事者となつて行われた。『チャイナ・クライシス 第一巻』一七九—一八八頁。

- (72) 『チャイナ・クライシス 第1巻』二四九〜二五一頁。
- (73) 『チャイナ・クライシス 第4巻』五頁。
- (74) 『チャイナ・クライシス 第1巻』二二五〜二六七頁。矢吹晋編著『天安門事件の真相 上巻』四八〜五頁、矢吹晋編著『天安門事件の真相 下巻』一二七〜一四二頁、村田忠禧編『チャイナ・クライシス「動乱」日誌』参照。
- (75) 『チャイナ・クライシス 第2巻』六頁、『チャイナ・クライシス 第3巻』四〜五頁。
- (76) 『在建設和改革的新時代進一步發揚五四』『人民日報』一九八九年五月四日。
- (77) 『趙紫陽総書記会见戈尔巴喬夫書記』『人民日報』一九八九年五月一七日。
- (78) 『趙紫陽、李鵬等到医院看望絶食病倒学生』『人民日報』一九八九年五月一九日、『趙紫陽李鵬昨晨到天安門広場看望絶食請願的部分高校生』『人民日報』一九八九年五月二〇日。
- (79) 『李鵬等会见絶食請願学生代表』『人民日報』一九八九年五月一九日。
- (80) 前掲辻、三四頁。
- (81) 『チャイナ・クライシス 第3巻』四二頁。
- (82) これは右記一九七〇年代半ばの民主化運動の萌芽であった天安門事件に対比して「第二次天安門事件」ともよばれている。刈間文俊、代田智明編『衝撃の中国 血の日曜日』凱風社、一九八九年参照。
- (83) 『チャイナ・クライシス 第3巻』六頁、矢吹晋編著『天安門事件の真相 上巻』蒼蒼社、一九九〇年、二一七〜二二九頁等。
- (84) 陸定一「われわれとブルジョア右翼との相違点」『人民日報』一九五七年七月一三日。
- (85) 小島朋之『さまよえる中国』時事通信社、一九八九年、五九頁。
- (86) 同右。
- (87) 同右、六一頁。

- (88) 前掲辻、三二頁。
- (89) 前掲矢吹晋編著『天安門事件の真相 上巻』四七頁。
- (90) 小島朋之『岐路に立つ中国』芦書房、一九九〇年、二六〇―二六三頁を参照。
- (91) 同右、二六三頁。